



板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月25日

板倉町長

板倉町条例第12号

板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例（令和元年板倉町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

作業日	作業時間	手当額
板倉町の休日以外の日	午前0時から午前5時まで	4,238円
	午前5時から午前8時30分まで	3,531円
	午後5時30分から午後10時まで	3,531円
	午後10時から午前0時まで	4,238円
板倉町の休日	午前0時から午前5時まで	4,520円
	午前5時から午後10時まで	3,814円
	午後10時から午前0時まで	4,520円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。